

## 対米規制改革要望書の概要

### 1. 貿易及び投資関連措置

- ・バード修正条項などWTO協定違反が確定した米国の貿易措置を早急に撤廃するとともに、ダンピング防止措置及びセーフガード措置をWTO協定に整合した形で運用すること。
- ・米国産品の再輸出規制に関し、実効的な輸出管理を行っている日本を適用除外とすること。
- ・連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールによる政府調達における外国製品の差別化を改善すること。
- ・国家安全保障を損なうおそれのある直接投資を制限しうるエクソン・フロリオ条項について、その運用における透明性及び公平性を最大限確保すること。
- ・度量衡の世界標準であるメートル法の米国内における採用を徹底すること。
- ・特許権者の地位を不安定にし、また特許を実施する者が不当な不利益を被る可能性がある米国特有の特許制度を改善すること。
- ・各州で異なる建設業の営業許可取得要件を調和、統一化すること、又は一つの州で取得した営業許可を他の州においても有効なものと認めること。
- ・州別保険規制を調和、統一化、改善すること。外国保険会社による再保険引き受けの担保要件を撤廃すること。外国保険会社に対する財産信託義務制度を廃止すること。
- ・クレジットカード情報の流出を防ぐため、クレジットカード支払いの業務処理委託会社等の関係事業者に対しても適正な制度と執行体制が整備されること。

### 2. 領事事項

- ・米国の査証につき、米国内での更新手続を復活すること、米国外での更新手続を効率化すること、査証申請者に対する面接を行う米国公館の数を増やすこと、及び査証の有効期間を長くすること。
- ・米国において外国人に発給される運転免許証につき、Real ID法の下で、有効期間が過度に短くされないようにすること。また、公的目的の身分証明書として使用することが過度に制限されないようにすること。
- ・US-VISITプログラムによる査証入国者からの生体情報取得について、引き続き日本国民への広報措置、個人情報への厳格な管理のための措置及び空港での混雑緩和措置をとること。
- ・非機械読み取り式旅券を所持している日本国民は、査証を取得しなければ米国に入国できないことを広く周知すること。

- ・日本人駐在員の扶養家族にも社会保障番号（SSN）を付与し、併せてSSN発給手続を迅速にすること。
- ・納税者番号（ITIN）の申請をいつでも行えるようにすること、また、発行に要する時間を短縮すること。
- ・滞在許可証（I-94）の有効期間を長期化するとともに、延長手続を迅速化すること。

### 3．流通

- ・貨物情報の事前提出規則など、米国政府によるテロ対策のための規制が迅速、円滑、効率的な物流を阻害しないよう、手続の一部簡素化などを行うこと。
- ・今後公表される米国への食品発送の事前通知に関する最終規則において、非商用差出人が非商用目的で発送する食品については、事前通知を義務付けないこと。
- ・輸出単価上昇の原因になっているコンテナの制限重量を引き上げること。
- ・米国の海運法に基づく連邦海事委員会（FMC）による外国船社に対する不当な要求や、外国船社の運賃設定のあり方に対する一方的規制を撤廃すること。
- ・米国船社に対する巨額の運航補助金を撤廃すること。
- ・アラスカ原油輸送の際に課せられる米国籍船使用の義務付けなどの規制を撤廃すること。
- ・カリフォルニア州において、アルコール分26度を超えない日本の焼酎が、韓国焼酎と同様に料飲店で販売されるようにすること。また、米国への酒類の輸入時の表示承認証明に関し、試飲用の酒類については適用除外とすること。

### 4．制裁法

- ・イラン・リビア制裁法の適用について、EU企業にこれまで認められてきているものと同等の扱いを今後日本企業にも認め、かつその旨を明らかにすること。
- ・キューバ制裁法の適用停止を今後も継続すること。
- ・国際法に整合的でない州・地方政府の制裁法の撤廃・執行停止を働きかけること。

### 5．競争政策

- ・連邦及び州の反トラスト法の適用除外について見直しを継続し、合理的でない制度は廃止すること。
- ・反トラスト行為で提訴された事件の一覧や個々の事件の最終的な判決について公表し、透明性を確保すること。

## 6．法律サービス及びその他法律関連事項

- ・米国での外国弁護士受入れを全州に拡大すること。また、各州における外国弁護士の受入れに際して要件とされる職務経験期間及びその算定方法等を見直すこと。
- ・高額な賠償額が企業に過度の負担を課している製造物責任を緩和すること。
- ・懲罰的損害賠償に金額的制限を設け、また、予見可能性を高めること。

## 7．電気通信

- ・無線局免許に関する外資規制を撤廃すること。また、外国電気通信事業者の米国市場参入に関する曖昧な審査基準を撤廃すること、及び運用基準を明確化すること。
- ・ブロードバンドを促進するための規制改革や連邦通信法の改正の過程において、競争、技術中立性、消費者の利益、参入の自由を阻害しないことを確保すること。
- ・デジタルテレビ方式への変換過程において、端末機器市場における新規参入と十分な競争を確保すること。
- ・州をまたぐ広域通信事業の展開の弊害となりうる州間での規制の運用の相違の調和を図ること。また、連邦政府と州政府の管轄の違いを一因として、異なるアクセス・チャージの間の格差が生じているが、透明な手続きを経てこのような格差が生じない制度に改めること。
- ・ベル系地域通信事業者の長距離通信市場への参入条件としての回線開放義務の見直しについて、新規参入事業者及び最終消費者への負担を十分に考慮した上で全体像を早期に明らかにすること。
- ・国務省による商用衛星輸出及び技術支援許可手続を迅速化するとともに外国事業者に対して不開示となる情報を最小限にすること。また、米国事業者の衛星調達に際し外国事業者が公平な競争条件で応札できるようにすること。

## 8．情報技術

- ・模倣品・海賊版対策に関し、日米間で模倣品・海賊版拡散防止条約の実現に向けて協力すること。また、デジタルコンテンツの海賊版対策に関する協力を進めること。
- ・米国内で保護が十分でない著作権（生の実演やビデオゲームの貸与に関するものなど）について、その保護を強化すること。
- ・デジタル・ミレニアム著作権法の発信者情報開示の手続において、著作権保護と発信者のプライバシーや表現の自由の保護との間のバランスを取ること。
- ・インターネットの普及、デジタル技術の発展に伴い生じている、著作権をめぐる新しい問題について、

日米間で対話・協力を進めること。

- ・総合的な迷惑メール対策を推進するとともに、日米両国で協力していくこと。

## 9 . 医療機器・医薬品

- ・米国における医薬品・医療機器の規制に関して、米国食品医薬品局（FDA）と日本を含む外国製薬業界・医療機器業界との定期的な会合の場を提供すること。
- ・米国の製薬企業が、新薬の日本を含む世界での同時開発を推進すること。
- ・FDAによる日本国内の工場査察方針を明確化すること。
- ・医療機器の臨床開発を開始する際の、治験相談の実施期間を遵守すること。
- ・医療機器の付属品類のクラス分類について、基準を明確化すること。
- ・医療機器の承認申請に関して、第三者審査機関による審査期間を設定し、承認審査を迅速化すること。  
また、超音波内視鏡のデータ提出要件を緩和すること。
- ・医療機器の承認取得後の変更申請に関し、申請区分の分類基準を明確化すること。

## 10 . 金融サービス

- ・企業再編に伴う新株の交付に係る証券取引委員会への登録義務を撤廃すること。
- ・外国投資信託商品の販売規制を緩和すること。
- ・金融持株会社の設立の要件を緩和すること。
- ・外国投資信託による新規公開株投資に対する規制を緩和すること。

（了）